

令和4年第7回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年7月5日（火曜日） 15時00分～16時45分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏
9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 12番 高畠 千恵美 13番 塩月 吉伸
14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 安藤 博
佐伯4区 山田 裕也 佐伯5区 笠村 由喜 佐伯6区 亀山 悦男
佐伯11区 高畠 相吉 弥生1区 荒木 廣樹 弥生2区 市原 洋一
本匠1区 矢野 正人 米水津区 今田 今義 蒲江1区 大下 喜一郎

欠席委員：11番 竹中 裕子

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
事務員 児玉 真輝

農政課：課長補佐 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について

⑤佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

⑥非農地証明願いについて

⑦農地転用許可に係る権限移譲について

事務局長：それでは令和4年第7回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は11番竹中裕子委員です。農業委員16名中本日の会議の出席者は現在15名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員のみ出席をお願いしております。なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年6月7日付けで10件許可となっておりますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を10番小野美智子委員、13番塩月吉伸委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は10件、田が7,869㎡、畑が1,185㎡、合計9,054㎡。農地法第4条、件数は4件、田が1,492㎡、畑が2,532㎡、合計4,024㎡。農地法第5条、件数は6件、田が3,240㎡、畑が1,075㎡、合計4,315㎡。総数の合計件数が20件、合計面積が、田が12,601㎡、畑が4,792㎡、総合計面積が17,393㎡。以上を提案いたします。審議の程お願いいたします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは3ページの3条の1番より事務局説明をお願いいたします。その後大下推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は0.41aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして大下推進委員お願いします。

蒲江 1 区推進委員：特に問題はありません。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 2 番についてです。本日小野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事 務 局：住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と子の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 30.96 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 2 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして、関連がありますので 3 条の 3 番と 4 番について一括して審議いたします。事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局：住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 48.64 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして松本推進委員お願いします。

佐伯 1 区推進委員：現地確認をしましたところ、いずれも問題ないと思われれます。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま

た。それでは3条の3番、4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の3番、4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条5番について事務局説明をお願いします。その後に矢野推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や茶を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父、子の3人で行うとのことです。農地取得後は米と茶を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は68.92aとなり、本匠地域の下限面積20a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして矢野推進委員をお願いします。

本匠1区推進委員：特に問題はございません。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の6番についてです。本日小野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父の2人で行っているとのことです。農地取得後は米や野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は35.79aとなり、宇目地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして、関連がありますので3条の7番、8番について一括して審議いたします。事務局説明をお願いします。

す。その後に清田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子6～8ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行うとのこと。農地取得後は米や野菜を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は31.30aとなり、佐伯地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして清田推進委員をお願いします。

佐伯2区推進委員：場所を確認したところ、ちょっと離れているかなって感じはしたんですけど、特に問題ないと思われ。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の7番、8番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の7番、8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条9番について事務局説明をお願いします。その後に高島推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子9ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父の2人で行っているとのこと。農地取得後は米を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は105.12aとなり、佐伯地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして高島推進委員をお願いします。

佐伯11区推進委員：農地を確認したところ、特に問題ないと思われ。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の9番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の10番についてです。本日岩田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：住宅地図の冊子 10 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。今回の農地取得後は米を栽培し、苗の運び出し作業等を施設利用者で行い、健康増進、リハビリとしての活動につなげる計画です。農地法第 3 条の不許可の例外である農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号のハに規定する、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定める者がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当するため、農地の取得は可能となります。また、令和 3 年度第 3 回理事会にて本農地の取得について協議がなされており、譲受人よりその議事録が添付されております。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 10 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 10 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第 3 条の 10 件の審議を終わります。続きまして 5 ページの議案第 23 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4 条の 1 番について事務局説明をお願いします。その後に亀山推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：4 条の 1 番について説明いたします。お配りしている地図の 11 ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。植林の用途による申請です。申請地は周辺の林地化に伴い、農地としての利用が困難になったため、杉を 440 本植林する計画です。なお、申請地は申請者が許可を得ずに昭和 51 年 3 月 23 日から杉を植林し、令和 4 年 2 月に全伐しているため、申請者からの始末書が添付されています。申請地では隣接地に対して間隔を空けて植林するため、日照、通風の被害はないと思われれます。また、隣接地所有者からの同意を得ています。水利権はありません。許可基準は運用通知第 2-1- (1) -カー (イ)、第 2 種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして亀山推進委員お願いします。

佐伯 6 区推進委員：本件については 50 年程前までミカン園と、杉を無断で植林されておりまして、一応始末書も出ております。今回の申請では別に問題がございませんので、報告します。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地に関しては問題ないということであります。それでは 4 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いし

ます。(ありません、の声あり) ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条2番について事務局説明をお願いします。その後清田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の12ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内第二種住居専用地域の第3種農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は土地が低いため、隣地と同等の高さにかさ上げをして畑として利用する計画です。造成後はビワ、ミカン、柿を作付けする計画です。申請地では2mのかさ上げを行いますが、隣接する県道と田に対しては高さを合わせて、里道と道路、市道に対しては1:1.5の安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-エ-(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして清田推進委員をお願いします。

佐伯2区推進委員：特に問題はないと思われます。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり) ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条3番について事務局説明をお願いします。その後今田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：4条の3番について説明いたします。お配りしている地図の13ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。倉庫及び駐車場の用途による申請です。申請地の一部は申請者の親が昭和59年3月に自営業用の足場倉庫を建築、利用しており、また申請地に隣接する所有住宅、貸家には駐車スペースがないため、個人用及び来客用の駐車場として利用する計画です。なお、申請地はすでに倉庫及び駐車場として利用しているため、今回申請者からの始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして今田推進委員をお願いします。

米水津区推進委員：本件は長期間にわたる無断転用なんですが、始末書も添付されております。ただ、現地確認した結果では特に問題はないと思われます。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地に関しては問題ないということであります。それでは4条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条4番についてです。本日小野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：4条の4番について説明いたします。お配りしている地図の14ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。植林の用途による申請です。申請地は市道と河川に挟まれた狭い土地で、河川の氾濫がしばしば起こり耕作できないため、管理可能なモミジを6本植林する計画です。なお、植栽にあたり隣接河川の河床掘削道を利用し、かさ上げを行う予定です。申請地の隣接地は市道と河川であり、また樹木の成長を見込んで植栽間隔を空けて植林するため、日照、通風の被害はないと思われます。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第4条の4件の審議を終わります。続きまして6ページの議案第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の1番について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の田です。宅地分譲用地としての用途による申請です。譲受人が7区画分の分譲地を造成します。申請地では7区画分の分譲地を造成します。造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-（1）-エー（イ）、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして松本推進委員をお願いします。

佐伯1区推進委員：特に問題はないと思われます。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。その後山田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の2番について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。太陽光発電施設としての用途による申請です。申請地では米を作付けしておりましたが、申請者に相続した時点ですでに耕作が行われておらず、自身も本職があるため、耕作管理していくことに苦慮しておりました。申請地では224枚の太陽光パネルを設置します。盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。高畠井堰土地改良区から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして山田推進委員をお願いします。

佐伯4区推進委員：特に問題はないと思います。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。はい、山田委員。

3番委員：私がこの現地確認をいたしました。地図を見ていただくと、〇〇〇〇番はすでに3月8日許可済みになっております。今回その隣の〇〇〇〇番というところなんですけれども、写真でもありますとおり、かなり木も生い茂っておりますし、草もボーボー生えている。やっぱり太陽光ですのでパネルも運ばないといけないということで、どこからどう入れるのかということも事務局に確認をお願いしました。それから気になったのは造成工事を含めたパネルの資金調達なんですけれども、少額でされていたので、その点についても事務局にこれはどうということかということで、質問させていただきました。その回答が出ているようですので、ご回答願いたいなと思います。

事務局：太陽光発電施設の設置工事のための作業道については、お手元の住宅地図に記載がありますように、隣接2か所の許可済み、用途、太陽光発電施設はもうすでに現地は工事が完了しております。その設置と同様に西側、左側の市道から進入する里道、あぜ道を利用する旨を申請者から確認をとっております。また、利用する際には畔道を崩さないように鉄板を敷いて、隣接の耕作地、稲作に影響のないように利用する旨をあわせて確認をとっております。また、太陽光発電設備設置に関わる費用については、見積金額についてはほぼ原価に近い額になっていると確認をとっております。

議 長：山田委員、よろしいでしょうか。（はい、の声あり）はい、吉良委員。

5 番委員：ここはうちの高畠土地改良区の管轄の農地でした。それで山田委員がおっしゃるように、どこから入るのかということでご心配いただいたんですけど、その左の方の令和 2 年 7 月 14 日許可済みのところはもう設置していますけど、ここの左の方の里道に入ってきて畔を壊しました。で、やり直していただいて、新しい畔ができたと思います。今回も同様の問題があったときにはたぶん増してくれるという期待を持っています。それと、そこは非常にイノシシや鹿が巣を作っているの、逆に言えばきれいになったらそういう障害は少なくなるのかなあという思いもあります。実際に多分そこには住みつかないだろうと思います。それと前にも言ったんだけど、水路の問題については多少ありました。手前にずっと水路が通っているんですけど、水路がもう古くなって、土を整地したらそこから水漏れをしてあんまりよくないことが起きたんだけど、その辺も整地しなさい、そういう問題があったときはちゃんとしなさいよということで、私は許可を出しております。

議 長：補足説明ありがとうございました。他にどなたか意見ございますか。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に 5 条の 3 番について事務局説明をお願いします。その後安藤推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5 条の 3 番について説明いたします。地図の 17 ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑と田です。一般住宅としての用途による申請です。貸人の子である借人は家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。なお、申請地の一部は貸人である所有者が平成 15 年 6 月頃から駐車場敷地として利用しているため、貸人からの始末書が添付されています。申請地では木造平屋建、建築面積 155.10 ㎡の住宅を建築します。造成工事は盛土を行います。土留工事と擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに既存水路に放流します。城村水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第 2-1-(1)-カー(イ)、第 2 種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして安藤推進委員をお願いします。

佐伯 3 区推進委員：本件につきましては貸人の無断転用ですが、始末書が添付されております。現地調査の結果、問題ないと思われま。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が

添付されており、現地に関しては問題がないということでもあります。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の4番について事務局説明をお願いします。その後に笠村推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の18ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の田です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は申請地近くで電器店を経営しており、地元へ戻るため、新たに住宅を建築することになりました。なお、申請地の一部は譲渡人が令和4年4月から土砂搬入を行っているため、譲渡人からの始末書が添付されています。また、申請地全体の現況は平成20年3月28日付け4条許可、農地造成によりかさ上げが行われている状況です。申請地では木造平屋建、建築面積126.35㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は河川に放流します。なお、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして笠村推進委員をお願いします。

佐伯5区推進委員：この案件も現状をご覧のとおり無断転用の状況ですけれども、始末書も添付されておりますので、何ら問題はないと思われれます。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地に関しては問題がないということでもあります。それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の5番についてです。本日小川推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：5条の5番について説明いたします。地図の19ページをご覧ください。申請地は、集団農地10ha以上の第1種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。貸人の孫である借人は借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。なお、申請地は貸人である所有者が令和4年3月頃に農業用倉庫を取壊し更地となっているため、貸人からの始末書が添付されています。申請地では木造平屋建、建築面積130.42㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。また汚水処理、生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は市道側溝に放流します。なお、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)、第1種農地の許可基準の例外規定、住宅その他申請に関わる土地の周辺の地域

において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意はなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われます。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地に関しては問題がないということであります。それでは5条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の6番について事務局説明をお願いします。その後に清田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の6番について説明いたします。地図の20ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の田です。宅地分譲用地としての用途による申請です。譲受人が2区画分の分譲地を造成します。申請地では2区分の分譲地を造成します。造成工事は盛土を行いますが、コンクリートブロック擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして清田推進委員をお願いします。

佐伯2区推進委員：問題はないと思われます。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第5条の6件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第22号農地法第3条の10件につきましては許可したいと思います。議案第23号農地法第4条の4件、議案第24号農地法第5条の6件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

（休憩）

議 長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農政課：農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全51件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間5年が12筆で12,427㎡、契約期間6年が13筆で14,033㎡、契約期間20年が26筆で22,493㎡。これらを合計すると全51筆で48,953㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課をお願いします。

農政課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくをお願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは7月15日（金曜日）といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしくをお願いします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。

議長：今月の締め切りは7月15日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農政課：農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。1枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和4年9月1日開始分51件になります。内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目が田、11筆12,080㎡、畑、1筆347㎡。契約期間6年のもの、新規で登記地目が田、3筆5,103㎡、更新で登記地目が田、9筆8,326㎡、畑、1筆604㎡。契約期間20年のもの、更新で登記地目が田、26筆22,493㎡。合計51筆、48,953㎡となっています。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画（案）について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。続きまして④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてを審議いたします。事務局から説明した後、高畠推進委員さんの意見をお願いいたします。

事務局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人は議案書のとおりです。議案書を1枚めくっていただいて住宅地図をご覧ください。今回の申請は空き家バンクに関連した農地の指定についてです。今回の申請地は空き家バンクに登録された家屋に隣接しています。申請する農地は1筆で、総面積は2.05aです。空き家バンクに登録された空き家を購入される方が農地の購入も希望される場合は、後日改めて3条申請を行うこととなります。農地の状態から判断して耕作に適した農地と認められるか、空き家バンクに登録された家屋からの耕作距離は適当か。以上をご留意の上、審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして高畠推進委員お願いします。

佐伯11区推進委員：現地は確認したところ、特に問題ないと思われそうです。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてこれより意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは続きまして2番について事務局説明をお願いします。その後に荒木推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子裏面をご覧ください。今回の申請地は空き家バンクに登録された家屋から約10mの距離となります。申請する農地は1筆で、総面積は1.25aです。空き家バンクに登録された空き家を購入される方が農地の購入も希望される場合は、後日改めて3条申請を行うこととなります。農地の状態から判断して耕作に適した農地と認められるか、空き家バンクに登録された家屋からの耕作距離は適当か。以上をご留意の上、審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして荒木推進委員お願いします。

弥生1区推進委員：特に問題はありません。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして⑤佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを審議いたします。まず除外申請1番についてです。本日稗田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：案件番号1番について説明いたします。お配りしている住宅地図の1ページをご覧ください。申請者は今後耕作する予定がなく、管理可能な山林用地として有効利用したいと考えました。申請地はすでに植林されているため、日照、通風の被害はないと思われま。申請地は第2種農地にあたり、除外がなされれば転用の許可基準に照らして転用の見込みがあると思われま。なお、申請地は申請者の親がすでに山林用地として利用しているため、転用には追認許可申請が必要と思われま。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは除外申請1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。除外申請1番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで除外申請1番についての意見は特になしとします。それでは続きまして除外申請2番についてです。本日藤原推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：案件番号2番について説明いたします。お配りしている住宅地図の2ページをご覧ください。申請者は今後耕作する予定がなく、また申請地近接の河川改修による宅地の代替地として同地区を希望している者が他の場所では支障があり、当該申請地を選択であるため、住宅用地として有効利用したいと考えました。申請地では木造平屋建、建築面積155㎡の住宅を建築します。造成工事は1mの盛土を行いますが、擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、汚水排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は河川に放流します。申請地は第2種農地にあたり、除外がなされれば転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま。事務局からの説明は以上です。担当推進委員さんからは、河川改修に伴う宅地の代替地であり、転用は確実と思われる。また、世代減少、特に農家減少の著しい集落であり、周囲は宅地と自家用耕地の混在するところであり、問題はない旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございまし

た。それでは除外申請 2 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。除外申請 2 番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで除外申請 2 番についての意見は特になしとします。それでは続きまして⑥非農地証明願についてを審議いたします。1 番について事務局説明をお願いします。大下推進委員が早退したため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：それでは非農地証明願 1 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 6 月 21 日に担当区の大下推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市蒲江大字蒲江浦の 1 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和 42 年に現所有者の父親が農地法の知識がなく住宅を建築しております。今回住宅を売却するにあたり、地目が畑であることが判明したため、この申請に至っております。現況は、スクリーンに映し出しているとおり住宅が建っており、この土地を農地に復元するのは経済的損失を考慮すれば困難な状況であると思われま。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくをお願いします。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に 2 番について事務局説明をお願いします。その後市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：それでは非農地証明願 2 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 6 月 21 日に担当区の市原推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市弥生大字山梨子の 1 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は旧弥生町時代の平成 12 年に〇〇〇〇番に〇〇〇〇を建築すると同時に隣接の同申請地〇〇〇〇を駐車場用地として利用しております。今回、現所有者が佐伯市に寄附行為で所有権移転登記をするにあたり、地目が畑のまま当時前所有者が農地転用しないまま駐車場用地として利用していることが判明いたしました。このままでは所有権移転登記ができないため、この申請に至っております。現況はスクリーンに映し出しているとおり、コンクリートで整備され駐車場として利用されております。この土地を農地として復元するのは経済的損失を考慮すれば困難な状況であると思われま。よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。審議の程よろしくをお願いします。

議長：それでは続きまして市原推進委員をお願いします。

弥生 2 区推進委員：特に問題はないと思われま。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に 3 番について事務局説明をお願いします。その後に荒木推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局：それでは非農地証明願 3 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 6 月 20 日に担当区の荒木推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市弥生大字尺間の 3 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は現所有者が昭和 61 年に不耕作状態のまま相続しており、その時点において竹及び雑木が自生していたと聞いております。また、前面は河川で周囲は全体が森林化していることから、不耕作のまま放置されたことで竹及び雑木が増殖し林地化しております。現況はスクリーンに映し出しているとおり、河川の対岸で現地に行くことはできません。遠景からの写真ではありますが、周囲の状況から判断しても農地に復元するのは困難な状況であると思われれます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それでは続きまして荒木推進委員をお願いします。

弥生 1 区推進委員：ここは農地に辿り着く道がありません。耕作はできない状況にあります。問題ないと思います。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の 3 件につきましては、承認したいと思います。続きまして⑦農地転用許可に係る権限移譲についてです。大分県から農地法に関する事務を委任するお話がきております。それについて審議し、本委員会としての意見を取りまとめたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは先ほど定期検討会の資料で使いました「農地法に係る権限移譲について」と「議事その他⑦農地転用許可に係る権限移譲について」ということで、別紙をお開きください。先ほど定期検討会で（1）から（8）の権限移譲の内容を説明しました。これはかなり端的にまとめられているものなのですが、条項としてまとめると、別紙（1）から（15）まで 15 項目になります。それについて少し説明させていただきます。まず別紙（1）について、先ほど説明した 1 の（1）と同様の意味合いになっております。4ha 以下の農地転用で、当該市町村の区域外にわたらないものに限るということです。別紙（2）は許可に条件をつけるということ

で、先ほど説明した (3) にあたるものになります。次に別紙 (3) の法第 4 条第 8 項の規定、先ほどの資料でいいますと (4) にあたるものになります。別紙の (4) 法第 4 条第 9 項の関係については、先ほどの説明 1 の (5) 法第 4 条第 9 項、国または都道府県が農地を農地以外にしようとするものについては意見を聞いてくださいということです。別紙 (5) は先ほどの説明 (2) にあたるものです。続きまして、別紙 (6) 法第 5 条第 3 項の部分につきましては、先ほどの資料では (3) にあたる法第 5 条 3 項でまた許可に条件をつけるという項目になります。別紙 (7) につきましては、先ほどの説明では (4) の国又は都道府県が農地を農地以外にする場合において協議を受けることという内容になっております。ただし、4ha 以下でありながら当該市町村の区域外にわたらないものになります。続きまして別紙 (8) は法第 49 条にふれております。先ほどの説明の文書でいうと (6) です。立入検査の説明をしております。職員等の他人の土地に立ち入って調査させ、測量させるというところの、立入り調査の関係を詳細に書いております。同じく (9) も立入調査をうたっております。調査、測量又は物件の除去若しくは移転について通知し、公示するということです。(10) も立入り調査の関係です。損失を補償するとかいうことの内容になります。続きまして別紙 (11) が法第 50 条にふれております。先ほどの資料の説明でいうと (7) の関係にあたります。農業委員会等に必要な報告を徴することができるということになります。続きまして (12) は法第 51 条関係で、違反転用に対する処分関係の部分になります。工事の停止や許可の取消し、条件の変更、期限を定めての原状回復、その他違反を是正する措置を命ずることができるというような内容です。続きまして 2 ページの (13)、(14)、(15)、これも先ほどの法第 51 条関係、違反転用に関する処分の詳細な内容となっております。(13) が命令書を交付すること、(14) は自らの原状回復の措置の全部又は一部を講ずること及び必要な公告をするような話です。あと (15) は原状回復に要した費用を違反転用者に負担させることです。最後にフローチャートがあるんですけども、私が農業委員会に平成 15 年度から 5 年間いたときも原状回復で行政代執行した事例は聞いたことがありません。大分県も、先月の初任者研修ではそこまでいったことはここ 10 数年というか、ずっとないというようなお話を聞いております。ただ、大分県からの事務の委任となると 15 項目というところがございます。最後に提案といたしまして、由布市さんと同様に年度内に意見が整えば令和 5 年 4 月 1 日から事務ができるようにというところで、ここに記載をさせていただいております。佐伯市は私が農業委員会にいたときからこの権限移譲の話はありました。平成 13、14 年ぐらいからちょこちょこお話はありましたが、いやもう冗談じゃないというところで、当時の農業委員さんにも話してない記憶がございます。で、新市になって、市民課のパスポートの申請だとか、権限移譲が各課に下がっております。農地法は大分県下も残る 4 つというところで、住民サービスの低下しているところがただでさえ言われているなか、もうそろそろ最後のほうになっていますので、もうせざるを得ないタイミング時期になっているのではないかなと思っております。権限の 15 項目の説明については以上です。十分な御審議をお願いしたいなと思っております。

議 長：それでは農地転用許可に係る権限移譲についてこれより質問、意見等を求めたいと思います。どなたかございませんか。はい、事務局から。

事務局：そもそもこの権限っていうのは大分県からまず佐伯市に権限が移っていきます。その権限を

佐伯市が、佐伯市農業委員会に委任するという流れであります。ただ、最終的に農業委員会が承諾しないと佐伯市が承諾してもできません。県庁から上部機関の方が説明に来て、今副市長のところまでお話をさせてもらっています。で、副市長としたらまず農業委員会の意向を確かめてくれということで、農林水産部長も関係ありますので、そちらともお話ししております。いずれも意向を確かめてくれということで、農業委員会としても色々あるけど承認するということになれば、最終的に市長のところ副市長と私と総括で協議に入って報告をします。恐らく市長にとっても住民サービスが向上するといったことですので、反対のような意思表示にはならないだろうということですが、今のところはそういう段取りで先に承諾をとれるかということを確認するという流れになっています。

議 長：どなたかご意見ございませんか。はい、小野委員。

10 番委員：農業委員会としてのデメリットは事務的なことが大変だっただけでしょうか。

議 長：はい、事務局。

事務局：これを受けることによってデメリットっていうのは、やはり許可権者になるということです。しかし、大分県の県庁の農地法担当は十分審議してくださいと。あわせて、本当に困ったことがあったらどんどん相談してくださいと。別に突き放すわけではありません。絶対バックアップしてくれるということでございます。私も 20 年前ぐらいに周りの方々から許可云々の話とかあったときにそういったプレッシャーがありましたけれども、もう進達することもほぼイコールなんですよね。そこを昔物すごく勘違いをしていて、もうほぼ一緒の権限を持っていると私は思っています。今は事務局も一丸となって、担当も頑張っていますけれども、ちょっと気合いを入れて住民サービスのために頑張っていきたいなと思っております。

議 長：よろしいでしょうか。（はい、の声あり）はい、山田委員。

3 番委員：ちょっと確認をしたいんですけども、結局許可権者になるっていうことは不服審査とかの対象にも当然なるってことですよね。その点の説明だけは皆さんに言っておいたほうがいいんじゃないかなって。今不服審査の手続きに入ってきたときに、恐らくどこがその処分対象になるかっていうと、農業委員会ですよね。

事務局：そうですね、1 番最初の説明会でもしましたが、許可を出している間は別に問題はないと思うんですよ。ただ許可を出さないとしたら、今山田委員からお話があったように、許可を出さなかったことに異議ありっていう話が当然出てくることになります。もちろん前処理としてそういうことが出ないようにはするんですけど、私が説明したように基本的にどう考えても許可は難しいけども、申請を受けないといけなくなるときには受けます。それに対して答えが許可しないとなったら、不服審査ということでうちに対して異議がやってくる。許可権限になるということはそれを受ける客体になるということなので、皆さんに改めてお知らせをしておきます。許可をするのも許可しないのもその判断を我々がするから、それ

に対して住民から異議を唱えられるっていうことは、当然あり得ることだと思います。できるだけそんなことがないように努めます。

議 長：他にどなたかございますか。はい、三又委員。

14 番委員：よその市町村は異議申立てとかいうようなことはあったんですかね。

事 務 局：大分県から近年あったとは聞いていません。農地転用の初任者研修で聞いた話では出ていませんが、不許可は何件かあると言っていました。農用地の真ん中にあり得ないような申請をしてきても受けざるを得ないんですね。また、相手に要求したにもかかわらず添付不備だったので不許可とか、そういった理由で不許可は何件かありますが、行政不服は近年出ていないと聞いております。ちょうど5年前に行政不服審査法の改正が約70年ぶりにあったとき、私がいた係が窓口でした。例えば市民税の処分、税金の通知を出すそれは行政処分になります。そのときに不服申立てができます。それは何件かきました。そのほとんどは職員の態度が頭にきたということでした。やっぱりちゃんとこういう相談を親身になって対応をしないといけないのに、入り口を間違ってしまったっていうので不服申立てがくるケースがほとんどです。我々事務局も毎日お客様の相談を受けていますけど、しっかりと対応して、できないことは柔らかくオブラートに包みながら気をつけて対応しています。とにかく入り口を間違えなければ、行政不服はないと思っております。何事も入口っていうのはなかなか難しいものと思っております、そこら辺をがっちりやっていきたいと思っております。

議 長：よろしいでしょうか。はい、三又委員。

14 番委員：行政がちゃんとした対応をとるということで、私も賛成ですけどね。皆さん理解した上でこれをやろうということをしておかないと、私どものときはないかもしれないけど、次の世代になったときに軽はずみというのはいけないと思いますので、今質問してさせていただきました。けど、基本的には賛成いたします。

議 長：他にどなたかございますか。もう意見が出揃ったようですけども、ここらで取りまとめたいと思います。それでは農地転用許可に係る権限移譲について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17 番委員：以上をもちまして、令和4年第7回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

(16時45分閉会)